序 章

タイの立法過程

----国民の政治参加への模索-----

今泉 慎也

第1節 本書の目的と背景

1. 問題の所在

本書の目的は、1990年代以降の立法に関係する制度改革の検討を通じて、タイの立法過程の特徴と問題点を明らかにすることにある。ここで立法過程とは、法律を制定するための制度とその運用の実態と定義し、制度を利用する諸アクターの行動も含むものとして捉えることとする。

まず立法過程を研究する意義を考えてみよう。法体系を構成する要素には 慣習、契約、裁判所判決といったものがあるが、現代の法体系において中心 的な役割を果たしているのは議会が制定する法律(議会制定法)である。立 法過程を研究するひとつの目的は、法律が現実にどのような過程を通じて形 成されるのかを明らかにすることにある。

民主主義をとるかぎり、法律は議会の承認を必要とするのが原則である。 しかし、法律の内容は議会内の立法過程によってのみ決定されるのではない。 複雑化する現代社会においては、知識・情報・経験を集積した官僚組織が法 律の起草の中心的な役割を果たしており、法律の多くは議会に提出される前 に官僚機構を通じた法案起草作業のなかで固まっていることが多いであろう。 また、法律によって影響を受ける利害関係者は、議会に提出される前の法案 作成過程におけるさまざまなプロセスに参加し、そこで自らの利益・主張を 反映させようとする。したがって、立法過程を明らかにするためには、議会 における法案の審議はもちろんのこと、それに至るプロセス、たとえば、省 庁による法案起草、閣議、法案審査、公聴会、市民による請願・発議・法案 提出などの段階を考察に含めることが必要である。

また、民主主義・法治主義国における立法過程にはさまざまな要請ないしは規範的目標が求められており、それらは時として相対立する。法律は、社会の諸ニーズに対応できるものでなければならないが、そのためには立法過程が迅速・効率的でなければならない。いかなる開発政策・経済政策も、法律や下位の行政規則に「記述」されることによってはじめて具体化される。政策目的に合致した効果を得るためには法律の内容が十分に吟味されなければならない。また、既存の法体系との整合性も確保しなければならない。他方、立法過程は民主的であるべきであって、利害関係者の意見・利害が聴取されるべきであるが、そうしたプロセスはしばしば時間や費用のかかるものである。このように、立法に求められるさまざまな規範的な要請ないしは目標を達成するため、立法過程をどのように設計し、運用するかが問われるのである。時には相反する諸要請に応えるべく、どのような制度設計が行われているか検討し、問題点を明らかにすることも立法過程研究の課題であるといえよう。

本書は、近年日本の法学者・実務家を中心に提唱されてきた「立法学」に着想を得ている(大森・鎌田編 [2006]、中島 [2007]、小林 [1984])。立法学は、立法についての総合的・学際的な学問分野として構想されており、既存の議会研究・憲法学などの成果を取り込もうとするものである。その目的を現実の立法の実践に資することに求める実用法学として捉える立場もあれば、立法過程の現実を科学的・客観的に認識するものとして理解する立場もある。本書は後者の立場をとっている。また、立法学の範囲としては、立法政策、立法技術、立法過程などが含められるが、その内容は論者によって異なる。

近年の立法学への関心が高まったひとつの理由に、グローバル化などを背景に日本においても制度改革が喫緊の課題となり、多くの法分野で改革が進展したことがある(大森・鎌田編 [2006: 7])。制度改革ニーズの増加が立法のあり方を再検討する契機となった点は、じつはタイや他のアジア諸国の経験と共通する。

開発途上国は、民主化や経済社会のグローバル化に対応していくため、さまざまな制度改革を求められており、新たな立法に対する需要が増加しつつあると考えられる。また、立法に必要な知識をもつ人材が乏しいといった問題を抱えている国もある。民主化、経済・社会のニーズの変化に対応した制度の整備・改革を促していくためには、個々の分野における制度の中身とは別に、そうした制度を設定する法律・行政規則を制定・改正する広い意味での立法過程が効率的で適正なものであることが求められる。本書で示すように、タイにおいては、1990年代以降、多くの分野で制度改革が進展したが、それと平行して立法過程の改革が模索されてきた。民主化・政治改革運動のなかで議会制改革は常に争点であったし、ガバナンス強化のための改革は法案起草過程にも及んだ。タイの立法過程改革がどのような背景で行われ、具体的にどのような改革が実現したのか。諸改革の結果、タイの立法過程はどのように変化してきたのであろうか。

2. 先行研究

後述するように、タイにおける立法制度改革のモメンタムとなったのは、1990年代の政治改革運動を背景とする1997年憲法および2006年クーデタ後に制定された2007年憲法という2つの憲法の制定であった。1990年代以降の民主化・政治改革運動のなかで制度構築の担い手となったのは政治学者・公法学者であった。議会制に関する政治学・公法学等による外国法・比較議会制研究が諸改革のための基礎となったのであり、これらの研究は学者がタイ議会政治の問題点をどのように理解し、どのような観点から改革を進めたかを

示す。たとえば、1997年憲法に深い影響を与えた民主主義発展委員会の報告書やそのバックグラウンド・ペーパーは1997年憲法以降の制度構想を理解するための重要な資料である(Kho.Pho.Po. [1995])。改革に関与した公法学者・政治学者による憲法の解説等も多く出版されてきた。なかでも、国会のシンクタンクとして創設されたプラチャーティポック王研究所(King Prajadhipok's Institute: KPI)が発行した1997年憲法、2007年憲法それぞれについての「憲法百科事典』(KPI [1999, 2009])は、憲法起草に関わった法学者・立法実務家が執筆するもので、各憲法における議会制改革の狙いと制度の概要が簡潔に整理されている。また、KPI は国民の政治参加へ推進のための政策的研究に力を入れている。一連の改革の成果の検証を含め、タイの立法過程の実証的研究はまだ少ないが、KPI から出版された Noranit and Somkit [2002] は、1997年憲法による議会制改革の効果を議会関係者のインタビューなどを通じて検証した。

また、法案起草過程の改革はグッドガバナンスの考え方を背景に1990年末以降に進展した行政改革と密接に関係する。行政学等による行政改革の研究は、地方分権化、反汚職、公務員制度などこの時期に行われた諸改革が検討されており、立法過程、とくに法案起草過程の検討に大きな示唆を与える。しかしながら、行政と立法との境界線にある立法手続の問題は行政学等ではほとんど扱われていないようである。この点においても法案審査機関である法制委員会(Council of State)など立法関係者の手による調査・研究が多い。立法実務家によるLRIF [2006] は、国会内審議過程から法案審査段階までを含めた広い範囲の立法過程を論じる数少ない文献であり、省庁や法制委員会の人的資源の拡充と法制委員会等における内部体制・手続の改善を求める提言を行う。

他方,タイにおける制度改革が多くの分野で進展したことを背景に、制度 改革を素材とした政治経済学研究ないしは政策過程研究がさかんに行われて きた。政策の実現のためにはなんらかの立法を必要とする場合が多いことか ら,これらは優れた立法過程研究でもある。タイの経済政策を広く検討した 末廣・東編 [2000], 1990年代以降の制度改革を広く考察した玉田・船津編 [2008], 医療制度改革について河森 [2010] など多くの業績が生み出されてきた。しかし, これらの研究は対象となる政策領域ないしは法分野におけるアクターの動きや制度の運用の実態を明らかにするが, 複数の政策領域ないしは法分野に共通して関わるような立法制度の考察にはあまりスペースが割かれていない。これに対して, 本研究は既存の政策形成過程研究や政治経済分析において取り残されていた立法制度を横断的に分析することに特徴がある。

3. 本書のアプローチ

立法過程のひとつの分類の仕方として、法案が議会に提出された後の「議 会内立法過程 | と法案が作成される「政府内立法過程 | に大きく分けるも のがある。この分類はタイにおいても基本的にはあてはまる。当初、議会内 立法過程、政府内立法過程、そして通常の法律と手続に違いのある条約締結 過程の3つに分けて、立法過程の分析を進めようと考えた。しかしながら、 研究を進めていくなかで、国会における手続を中心としながら、それと密接 に関係する多元的な立法過程を視野に入れないかぎり、タイの立法過程の全 体像がみえてこないことが明らかになってきた。たとえば、欧州大陸法諸国 をモデルとする行政による立法(緊急勅令)が多用されてきたほか、クーデ 夕政治に特徴的な暫定議会による立法. 近年の改革で強調される国民の政治 参加、司法的統制といった多様な仕組みが存在するからである。そこで、国 会内立法過程の改革に力点をおきつつ、タイの多元的な立法過程の全体像を まず描くことした(第1章)。もうひとつ本研究が着目したのは、1997年憲 法以降、強調されている国民の政治参加の理念がいろいろな分野における制 度変化に方向性を与えている点である。法案起草過程や条約締結過程におい ても「参加」を重視した制度改革が進行し、オーソドックスな立法過程に対 するオルタナティブを生み出そうとする機運を強めている。分析にあたって

は、できるかぎり過去のトレンドをおさえつつ、改革の背景として課題ない しは問題点があると認識された。それに対してどのような改革が行われたの か、改革を推進したのは誰だったのか、そして、改革の結果、どのような変 化が生じたのか、といった点を検討した。この分析によって、個別分野ごと の政策形成過程の分析ではあまり検討されてこなかった各分野に共通する制 度の内容と機能について明らかにすることができたと考える。

とはいえ、制度を中心にみているだけでは立法の実際の動きをつかむことはできない。そこで、本書では、いくつかの特定の立法の制定過程の検討を行うこととした(第4章、第5章)。分析においては、ある立法が実現したのはどうしてなのか、立法を推進した当事者がどのような資質をそなえ、どのように制度を利用したかといった点に着目した。制度の動きは、実際に制度を使おうとする者の「戦略」によっても大きく変化しうるからである。タイにおいても、経済成長、民主化が進んだ1990年代以降、社会面での改革を求める市民運動が顕著となっている。そのような分野として消費者問題、障害者問題を取り上げることした。本書で取り上げた各事例はタイの立法過程のいくつかの特徴をよく示していると考える(1)。

それではタイにおける立法過程改革はどのように進んだのであろうか。制 度改革の展開について見取り図を描いてみよう。

第2節 制度改革と立法過程の変化

1. 政治改革・経済危機(1990年代)

(1) 1991年クーデタとアーナン政権

1990年代は、1991年クーデタとその後の「暫定議会」のいわば再発見によって始まった。暫定議会とは、クーデタ後に憲法が廃止された後、暫定的な統治の枠組みを示す暫定憲法によって設置される議会であり、国王が任命す

る官選議員だけで構成される。1991年クーデタはじつに13年ぶりに成功した クーデタであり、当時、タイではもうクーデタは起こらないと思っている人 が多かった。この暫定議会のなかで多大な制度改革に成功したのが選挙管理 内閣として担ぎ出されたアーナン・パンヤーラチュン(Anand Panyarachun) であった。外交官出身で企業経営者としての実績も積んでいたアーナンは、 暫定議会のもとで多くの立法を実現した。1970年代に制定された市場介入色 が強い経済法制を刷新し、付加価値税の導入を含む税制改革、環境立法・社 会保障の整備といった諸案件を短期間で処理し、1990年代の経済社会システ ムの基盤を構築したといって過言ではないだろう(末廣[1993])。また、ア ーナン政権の成功によって、徳を備えた指導者が政治を行うべきであるとい う「腎人政治」を志向する傾向が強まったほか、暫定議会の経験は1990年代 前半の低迷する国会審議に対する人々の不信を深める効果もあったと考えら れる (末廣「1993]、玉田「2003])。

(2) 政治改革運動と1997年憲法

軍が反政府デモに発砲し、多数の死傷者を出した1992年5月政変以降、タ イでは民主化・政治改革のための制度改革論議が進み、最終的に1997年憲法 へと結実した。

1997年憲法の制定過程は1991年憲法の憲法改正手続によって行われたもの で、1996年改正に基づき設置された「憲法制定議会」がその舞台となった。 憲法制定議会は国会とは独立しており、各県の代表76人と有識者23人の合計 99人で構成された(2)。起草過程においては、全国での公聴会の開催や関係機 関への意見聴取が行われた。憲法制定議会がまとめた草案は、国会によって 承認された後、国王による裁可を経て公布された(今泉 [2003])。

1997年憲法におけるもっとも重要な課題は、政治的なリーダーシップの確 立であった。1997年憲法の起草者は、民主化後の議会政治が次のような問題 を抱えていると捉えた。第1に、票買収など金権選挙が横行し、議員・大臣 は選挙のときの投資を回収するため、汚職・政治腐敗が顕著であった。第2

に、政党は政策・理念ではなく、政治資金によって左右され、選挙のたびに 政治家の政党間の渡り歩きが行われた。第3に、政府は小党連立政権であり、 所属議員・大臣の汚職問題などを理由とする政党間の政治的な駆け引きによ って政権交代が頻繁に起こり、議会政治がしばしば停滞した(Pasuk and Sungsidh [1994]、今泉 [2003])。

このような認識のもとに、1997年憲法は、議会制度については、それまで任命制であった上院議員が選挙によって選ばれるようにするなど政治参加の拡大を進めた。下院議員については、従来の1選挙区から複数候補を選出したのに代わり、1選挙区から1議席を選出するいわゆる小選挙区制と政党名簿比例代表制とを併用する制度を導入した。また、議員の政党間の移籍の制限や、内閣・大臣への不信任決議の要件を厳しくするなどの規定によって、政治の安定ないしは「強い政治」を確立しようとしたのである(玉田 [2003]、玉田・船津編 [2008]、今泉 [2003])。

安定した政治の確立をめざす一方,1997年憲法は,政治・行政に対するチェック機能を強化するための制度構築も行った。憲法裁判所,行政裁判所の新設などの司法改革を行ったほか,5つの憲法上の独立機関(選挙委員会,国家汚職防止摘発委員会,オンブズマン,会計検査委員会,国家人権委員会)を新設した。民主化以降,国民の関心が高くなった政治腐敗・汚職問題へ対応するため,議員・大臣など政治公務員の資産公開制度などを取り入れたことも1997年憲法の特徴であった。タイをはじめとする開発途上国において政治腐敗・汚職問題は大きな課題となっており,そうした問題に積極的に取り組むことは望ましいものであった。1997年憲法は人権保障の強化にも取り組んだほか,地方分権化,教育改革,権利規定(たとえば消費者,障害者,高齢者等)など新たな改革構想を入れ込み,その後,諸分野で進んだ改革の起点となったのである(玉田・船津編[2008])。

しかしながら、タイでもっとも民主的な憲法といわれた1997年憲法が、非 民主的な側面を備えていたことには注意が必要である。玉田[2003]は、 1990年代の民主化運動の起点となった1992年5月流血事件には多くの階層が

参加したにもかかわらず、その後のメディアにおいては主要な購買層である 都市中間層を民主化の担い手として描く言説が拡大したと指摘する。また、 それと同時に地方の選挙区から選ばれてきた政党政治家は金権選挙や違法な ビジネスを通じて台頭してきたとする批判も1990年代以降に拡大したとする。 それは、民主化の進展によって必然的に地方の発言力が高まることへの、都 市中間層の不安を強く反映したものだという(玉田 [2003])。1997年憲法で は、下院議員、上院議員、そのほかの公職について、学士以上の学歴を要件 とする規定が盛り込まれていた。この規定は原案にはなく、憲法起草会議に おいて挿入されたものであるが、その目的は学歴のある人はクリーンで有能 だという想定のもと、汚職・腐敗政治家の排除を狙ったものであったと考え られる。近年、大学の急増によって大卒の比率は急速に増加したとはいえ、 学歴条項は都市下層や地方住民の参政権を大きく奪うものであった(玉田 [2003])

2. アジア経済危機とタックシン政権

1997年7月から発生したアジア経済危機の結果、インドネシア、韓国と並 んでタイは、世銀・IMF の支援を受けることになり、その条件(コンディシ ョナリティー)として、諸分野における制度改革を求められた。とくに破産 法改正案など IMF 法案と呼ばれた一連の法案は世論の強い関心を集めた。 これらの法令の制定・改正をすみやかに行うため、迅速な法案審査が求めら れた。また、グローバル化に対応した法改革の必要性が経済団体などからも 求められた。この時期には、1997年憲法の実施に伴う立法と世銀・IMFの 支援の条件として課された改革が同時に進行し、立法の大幅な増加がもたら された。

その後、法改革の問題に取り組んだのは2001年総選挙で圧勝したタイラッ クタイ(Thai Rak Thai: TRT)党を率いるタックシン・チンナワット(Thaksin Shinnawatra) 政権 (2001~2006年) であった。安定的な政治基盤を背景に、

タックシン政権は積極的な政治・行政改革や経済政策を打ち出し、タクシノミックスといった用語も生まれた(玉田・船津編 [2008])。また、19世紀初頭に現王朝を樹立したラーマ1世王によって行われた伝統的な法典編纂(三印法典)から200周年という節目にあたった事情もあり、法改革を重視する姿勢を示した。たとえば、2004年には「法発展のための国家政策委員会」(タックシン自らが委員長に就任)を設置したほか、タックシン政権で開始された省庁の立法計画策定によって、法整備がより体系的に行われるようになった(第2章参照)。

タックシン政権の強引な政治スタイルや急速な改革には反発が広がり、2005年頃から大規模な反タックシン運動が展開されるようになる。反タックシン運動に起因して生じた混乱を、憲法の枠内で解決することは成功せず、2006年9月19日クーデタによって1997年憲法体制は終焉したのであった。

1990年代にみられた地方政治家、さらには議会政治の正当性に対する懐疑は、反タックシン運動をめぐる政治危機のなかでさらに増幅されることとなった。反タックシン勢力は、タックシン政権に対する支持の高さを、学のない地方住民が金権選挙やばらまき政策によって懐柔されたにすぎないとして、選挙による正当性を否定する主張を行った。また、反タックシン派のなかには、タックシン首相の支持率の高さや地方住民への支援は、国王の権威を損なうものと捉えるものもあった(玉田 [2009b])。こうした見方は、都市中間層と地方住民・都市下層との間に大きな亀裂を生むことになり、現在にまで続く政治対立の原因となっている(重富 [2010b])。

3. 2006年クーデタから2007年憲法体制へ

(1) 2006年9月19日クーデタと暫定政権

クーデタ後,「2006年タイ王国(暫定)憲法」(以下,2006年暫定憲法)が制定され、それに基づいて、国会に代わる暫定的な立法機関である「国家立法議会」と、新憲法制定のため「憲法制定議会」が設置された。

(2) 2007年憲法体制の成立

新憲法の制定は、「憲法制定議会」によって行われた。同じく憲法で設置された「憲法起草委員会」によって起草された原案をもとに、関係機関の意見書や公聴会の結果に基づき最終草案を採択。この草案はタイではじめての国民投票にふされ、国王の裁可を得て、2007年8月に公布された。

2007年憲法の特色は、反タックシン勢力の意見を反映して、1997年憲法でみられた政治的リーダーシップの確立(強い政治)のための制度設計を大きく見直したことである。そのため、議会制度・選挙制度は再び大きく変更された。下院議員選挙については、選挙区方式と政党名簿比例代表制の並列制は残ったものの、1選挙区から1人の候補を選ぶ方式(小選挙区制)から、1選挙区で複数の候補を選ぶ方式(中選挙区制)に変更された。また、1997年憲法によってはじめて公選制が実現した上院議員については、県を単位とする選挙のほかに、官選による方式を復活させた。上院議員の定数は150人に定められ、各県1人合計76人が選挙で選ばれる一方、残りの74人は職業団体などからの選出されることとなった。これは任命制を復活させるものであったが、政府が完全な裁量を認められた従来のものとは異なる点を強調するため、「選出」(sanha/acquisition)という語が用いられた。

総じてみると、2007年憲法は国民の政治参加を促すための改革に力点をおくほか、1997年憲法の基本的な構造を踏襲している。とくに国会内立法過程についていえば、若干の規定に変更がみられるものの、1997年憲法の枠組み

をほとんど変更していない。

(3) 2011年憲法改正

2007年憲法制定以降も、タックシン派と反タックシン派との政治対立は続いた。一方が政権につくと、他方が街頭での大規模な抗議行動を展開するという悪循環に陥った。2007年12月総選挙では、タックシン派の人民の力党 (Phak Phalang Prachachon: PPP) が勝利し、サマック・スントラウェート (Samak Sundravej) 政権が成立する。憲法裁判所の判決によってサマック首相は 2008年7月に失職し、かわってタックシン元首相の義兄であり、元司法次官のソムチャイが首相に政権に就く。反タックシン派の民主主義人民連合 (People's Alliance for Democracy: PAD) は反政府行動を繰り返し、2008年11月には国際空港の占拠へとその活動をエスカレートさせ、数万人の外国人がタイ国内に足止めされるという事態に陥った。PAD の強制排除が目前となった2008年12月、憲法裁判所は選挙違反を理由に PPP と他の与党 2 党の解散を命令し、タックシン派は再び政権を追われた(今泉 [2009])。

退陣したソムチャイに代わり成立した民主党のアピシット・ウェーチャチーワ(Apisit Vejjajiva)政権に対しては、今度はタックシン派の反独裁民主主義統一戦線(National United Front of Democracy against Dictatorship: UDD)が抗議行動を繰り返した。2009年には ASEAN 外相会議を中心に追い込んだ。また、2010年にはバンコク中心部を占拠する大規模な抗議行動を行い、強制排除されるまでに92人の死者と800人以上の負傷者を出すタイ現代史上の大惨事となった。アピシット首相は、2010年5月に UDD との交渉のなかで、王室擁護、メディア改革、真相究明、憲法改正、経済格差是正の5項目を柱とする国民和解ロードマップを提示した(今泉 [2011a])。しかし、ロードマップの成果が出る前に連立を組む他の与党の要求もあり、2011年7月に解散・総選挙が行われ、タックシン派のタイ貢献党が圧勝し、タックシン元首相の妹であるインラック・チンナワット(Yingluck Shinnawatra)がタイで初の女性首相に就任し、タイ政治は新たな局面へと入った(今泉 [2011b])。

2007年憲法は国会議員に対して規制が強いことなどから、政党政治家のな かに不満が強く、2009年には国会の「憲法改正方針審議・政治改革のための 国民和解委員会 | が6項目からなる憲法改正提案をまとめた。アピシット首 相はロードマップ実施のための一連の委員会のひとつとして国立開発行政大 学院(National Institute of Development Administration: NIDA)のソムバット・タ ムロンタンヤウォン (Sombat Thamrongtanyawong) 教授を委員長とする憲法 改正方針検討委員会を組織し、さらにチュラーロンコーン大学法学部長のサ クダー・タニットクン (Sakda Thanitcul) 准教授を座長とする分科会で、2009 年に国会国民和解委員会が提案した6項目を優先的に検討させた。同委員会 の提案に基づき、6項目のうち、(1)条約締結手続に関する第190条改正(本 書第3章参照)と(2)下院議員選挙制度の改革が先行して行われることになり、 憲法改正が2011年3月に成立した。下院議員選挙については、従来と同じく 選挙区制と政党名簿比例制との並列は維持されたが、選挙区制については小 選挙区制に戻すとともに、比例代表制の定数が増やされた(選挙区375、比例 区125)(今泉[2011b])。2011年7月総選挙は新たな選挙制度に基づいて行わ れたものである。議会制度・選挙制度のあり方は政治対立の焦点として今後 も揺れ動く可能性がある。

第3節 本書の成果

以上のように、1990年代以降のタイの立法制度過程は、政治変化を背景とする2つの憲法制定論議(暫定憲法を入れると4つ)とそれを取り巻く経済社会的環境の変化に対応するなかで展開してきた。本書のファインディングは大きく(1)国民の政治参加の拡大を目指した制度構築の進展、(2)国会内立法過程における政府優位の制度設計、(3)暫定議会の復活、の3点にまとめることができる。

1. 国民の政治参加拡大の制度構築

タイの立法過程改革におけるもっとも大きな変化は、第1に、国民の政治参加の拡大をめざした制度構築が進んだことである⁽³⁾。民主化にともなう1990年代以降の制度改革において、国民の政治参加(kanmisuanruam khong prachachon)、ないしは参加型民主主義(prachathipathai beap prachachon mi suanruam / participatory democracy)がキーワードであった。それを具体化するものとして、一定数の有権者が法案を国会に直接提出することを認める制度(直接発議、Direct Initiative)が1997年憲法によって導入された。必要な有権者数は1997年憲法では5万人以上とされていたが、2007年憲法では1万人に引き下げられた。

国民の政治参加の強調は、1990年代の政治改革運動のなかですでに示されていた。1997年憲法の内容に強い影響を与えた「民主主義発展委員会」報告書は、新たな民主主義の指針として、国民は選挙のときだけに政治に参加するのではなく、裁判所、憲法上の独立機関など多様なチャネルを通じて、国政に参加していくことができるのであると明確に主張していた(Kho.Pho.Po. [1995])。また、1997年憲法の制定過程そのものが、国民の政治参加の拡大を示す画期的なものであった。憲法草案は国民に広く配布され、公聴会などを通じて国民の意見を集めることが試みられた。1997年憲法が「人民版憲法」として宣伝された理由でもある。

1997年憲法のこの側面は近年まであまり着目されてこなかったようである。 1997年憲法の最大の課題が強力な政治的リーダーシップの確立であったこと、 そしてそれを現実のものとしたタックシン政権が強烈な光を放っていたため である。

他方、タックシン政権の強引な改革路線が、社会内部での「参加」への取り組みを醸成し、発現を促してきたことも否定できない。そのよい例が、第3章で示す条約承認手続の見直しを求める運動である。タックシン政権は、

諸外国との間に自由貿易協定(FTA)・経済連携協定(EPA)の締結・交渉を 積極的に推進した(青木 [2008])。それを批判する反 FTA 運動などの市民グ ループは、問題の根幹に国会条約承認規定の問題があると捉え、条約締結過 程への人民参加を主張したのであった。第3章で示すように、この運動は 2007年憲法第190条へと結実した。

さらに、「国民の政治参加」は、タックシン政権を追放した2006年9月クーデタ後に成立した2007年憲法においてよりいっそう強く強調されるようになった。それを端的に示すのが憲法における「参加」という語の増加である。「参加」に関係する規定は1997年憲法の10項目から2007年憲法は21項目へと増加した。

1990年代以降のタイにおいては、民主化やグローバル化という政治社会の急速な変化のなかでさまざまな社会運動が活発化した(重富 [2001])。社会運動が活性化した背景やその運動の特色を明らかにすることは本書の課題ではないが、社会運動のなかに運動の要求・目標に法律の制定や改正を設定する事例が多く出てきていることは注目すべきであろう。参加型民主主義論または政治参加論の背景には、こうした1990年代以降の市民団体などを通じた社会運動の高まりがある。本書のいくつかの章では、制度改革の進展に市民団体の活動が大きく影響を与えていたことが示されている。市民運動の高まりが、政治参加のための制度構築を促し、さらに、そうした新たな制度が新たな市民運動のためのプラットフォームを提供するという相乗効果を見いだすことができるだろう。こうした制度は、すべての種類の社会運動に開かれたものである。たとえば、国民の法案提出の実例(第2章)をみると、じつにさまざまな要求が噴出していることが分かる。政治参加の思想を裏づけるべく新たに設けられた諸制度は、内閣提出法案の優位という既存の立法過程の基本構造を突き崩す可能性をもっている。

他方,研究を進めるなかで立法過程における制度設計や諸アクターの行動 を規定するものとして浮上してきたのが,「立法技術・立法知」の問題であ る。立法学の議論では、法律を書く技術として定義されるが、本書では、も う少し広く、どのような立法をなすべきか、どのようにして法案を法律に変えていくのか、といったレベルでの理解・経験を含むものとして捉えている。こうした立法技術の担い手を立法専門家と呼ぶことにする。第2章で示すように、タイの法体系の発展・維持においては、政府の法律顧問であり、法案審査を担当する法制委員会を中心とする立法専門家が大きな役割を果たしてきた。その位置づけはいまだ変わっていない。条約については、外務省条約法律局が同様の役割を果たしていた(本書第3章参照)。他方、市民団体が法律の制定を目指す運動を展開する場合、立法技術がどのように調達されるかは、運動の成功のひとつの鍵となると考えられる。2007年憲法によって設置された法改革委員会には、国民による法案提出を支援する役割が与えられた(2007年憲法第308条。本書第2章参照)。

2. 政府優位の国会内立法過程

タイの立法過程改革の第2の特色は、法案が国会に提出された後の国会内立法過程において、法案審議が効率的に行えるような制度設計が進んだことである。単純化していえば、政府優位の制度設計が進んだといえよう。

歴史的には、タイ現代政治を特徴づける軍人グループによる権威主義政治の時代が長く続いたことから、政府優位の立法手続が選好される素地はあったが、議会・政府関係などをめぐる議論と比べると、従来はそれほど議論の対象とならなかった。むしろ、1990年代前半に政党間の政治的な駆け引きで議会政治が停滞したことへの反省から、1997年憲法は安定的な政治基盤を確立するための改革として、国会内立法過程改革においても法案審議の効率化を進めた。さらに、2006年クーデタ後に制定された2007年憲法においては、1997年憲法が目指した政治的リーダーシップを後退させる議会改革が行われたが、1997年憲法の効率性重視ないしは政府優位の国会内立法過程はほとんど修正されることなく温存された、むしろ、「効率性」をさらに強める改革が行われたのである。

この点は一見すると、先に述べたような、参加を強調し、政府以外の法案 提出を促そうとする制度改革と矛盾しているかのようにみえる。一連の改革 は議会、とくに野党・議会少数派による政府の法案をチェックしようとする 動きを弱めたとも読めるからである(たとえば、法案の審議に時間をかけて廃 案ないしは継続審議にもち込む、といった戦術は難しくなっている)。いくつか の説明が考えられる。

第1に、憲法起草者が官僚主導の政策形成の行き詰まりを感じつつ、同時に議員の権限拡大が必ずしも問題の解決につながらないと考えたからである。すでに述べたように、1990年代前半の議会政治の停滞を背景に政治改革の提唱者は選挙以外の手段によっても国民が政治行政に参加できるための方法に知恵を絞った。司法審査の拡大や国民による直接の法案提出などの議会・議員以外のアクターが立法過程により多く関与する制度設計が指向された。

第2に、理論的には1990年代の政治改革論者が欧州諸国などにおける立憲 主義ないしは修正された民主主義の議論に依拠していたことがある。そこで はかつての議会主権の思想が修正され、多数派による圧政を防止すべく、人 権保障の拡充や司法的統制による政府に対するチェック機能が重視される。

第3に、立法過程の理論からいえば、議会多数派が政府を組織する議院内閣制においては、議会による政府に対するチェック機能には自ら限界があって、チェック機能の多寡は、議会内少数派にどれだけ手続的な権限を配分するかで決まる。この点について、タイの制度設計は、野党議員よりも上院議員に重きをおいている。上院議員が政党に属することを禁止することで、上院が政府に対するチェック機能を果たすことが期待されている。確かに公選制導入後の上院議員には政党との関係が深い者が選ばれたことが知られているが、個々の法案に対する上院の態度を読めるほどに政府側が多数を確保したことがあったかは疑わしい。国会内立法過程における政府優位は、上院の存在とバランスをとる意図もあるのだろう。

また,議院内閣制においては,議会の多数派が政府を組織するため,政府 提出法案はほぼすべてが国会で承認されるのがまず前提となるのであって, 議会にチェック機能を果たさせるためには議会少数派に手続的な権限を配分することが論点となる⁽⁴⁾。

そもそも議会の権能を弱める制度設計が採用された背景には、近年の憲法起草過程において政党政治家が十分に参加できなかったことがあると考えられる。1997年憲法は1991年憲法の改正手続に基づき制定されたものであるが、実際に起草したのは国会とは独立の憲法制定議会であり、国会はできあがった憲法草案を承認するか否かの2者選択でしか参画が認められなかった(今泉[2003])。また、2007年憲法はクーデタ後に制定されたものであり、国会は存在せず、公選議員の役割に否定的な反タックシン派の主張も取り入れられた。たとえば、国会議員の役割を法案審議等に限定する意図から、国民の陳情などを受けて法律や政策の執行に関与することを禁止する規定が設けられた。この規定に対して国会議員は不満をもっており、同規定の廃止は、2009年に国会の政治改革・国民和解委員会がまとめた6項目の憲法改正提案のひとつとなっている。上述のように2011年3月の憲法改正において、当時の連立与党各党は与党第一党の民主党内の消極論をおさえて、条約締結手続、小選挙区制の復活を含む選挙制度の見直しに成功した(今泉[2011b])。今後、政党政治家の立場からの憲法制度の見直しがふたたび行われる可能性がある。

3. 暫定議会

2006年以降の変化で忘れてはならないのは、軍政期に特徴的であった「仕組み」が、1990年代の制度改革において排除しようとしたにもかかわらず復活したことである。クーデタと暫定議会である。

暫定憲法は、恒久的な憲法が制定されるまでの憲法制定手続とその間の暫定的な統治の枠組みを定めるものであり、一院制の暫定議会が置かれる。この暫定議会の議員はすべて官選である。官僚出身者が多く政党政治家が含まれないために、政党間の駆け引きがなく、政府の法案が通りやすいと考えられる。暫定議会は、官僚にとっては自分たちの政策を実施するための有利な

機会であり、暫定議会による駆け込み的な法案提出も多かった。前回の1991年クーデタ後に首相に就任した元外交官のアーナンは、諸改革を行ったことで評価が高い。しかしその改革の成功は、政党政治から隔絶した暫定議会による「タイムリーな」立法によって達成されたといえる(末廣 [1993])。2006年9月に制定された暫定憲法のもとで設置された国家立法議会においても、数多くの立法が行われた。アーナン政権の改革を好意的に捉える人たちが、2006年クーデタ後の暫定政権にかつてのような政治変化を期待したことは間違いない。しかし、1991年当時と2006年ではタイをめぐる状況は異なっている。政策形成における官僚優位は縮減し、社会のさまざまな勢力の立法過程への参加意欲は高まり、経済社会が複雑化するなかで明確な改革理念も打ち出すことは難しい。外交官出身で大企業の経営も経験したアーナンと比べて、軍人出身のスラユット首相のリーダーシップは限られていたかもしれない⁽⁵⁾。

最後に、1992年5月流血事件後の政治改革期においては、クーデタを再び起こさせないという点では広いコンセンサスがあったように思われる。しかし、2006年クーデタの成功によって、クーデタが目先の政治の行き詰まりを手取り早く解消する手段であり(本質的な問題の解決につながるとは限らないが)、また、軍人や官僚にとってもさまざまな「旨み」があることが再認識された。今後、クーデタが再び起きるかどうか分からないが、クーデタの発生を抑制してきた「重し」が小さくなったことは認めざるを得ないであろう。議会制民主主義の基準からすると「非正規」の、そしてタイの現代政治史においては常用されてきた立法過程についても、検証を加えておくことが必要なのである(第1章)。

第4節 本書の構成

本書は、次の5章から構成されている。

第1章「タイの立法過程の構造と特徴」(今泉慎也)は、タイの立法過程は、内閣提出法案の国会審議を中心とするプロセスだけではなく、それと密接に関係する多元的な構造のなかで理解すべきであると主張する。クーデタによる政権交代が多く行われたタイにおいては、2つの立法過程が存在した。ひとつは、議会政治が正常化した後の国会における立法過程であり、もうひとつはクーデタ後の暫定議会における立法過程である。暫定議会は議会政治が復活するまでの過渡的なものにすぎないが、歴史的にみるとタイの法体系の展開に大きな影響を与えてきた。また、国会内の立法過程については、1997年憲法以降、法案審議の効率化・迅速化を基調とする制度改革が進んだ。従来から認められてきた行政による立法(緊急勅令)もあり、政府の政策・立法の実現に有利な制度設計がみられる。その一方で、国民による法案提出や憲法裁判所による司法的統制の強化など議会・議員以外のアクターによる立法過程への参与を促す制度設計が進んだ。

第2章「タイの法案起草過程の改革」(飯田順三・今泉慎也)は、省庁による内閣提出法案の起草過程と国民による法案提出手続の2つを検討する。法案を審査する法制委員会を中心とする立法専門家がタイの法体系の一体性・整合性をいわば維持する役割を果たしてきたほか、法発展委員会の設置や省庁の法案起草手続の改革などを進めてきた。他方、1997年憲法で認められた国民による法案提出の制度や、2007年憲法による法改革委員会の設置によって、従来とは異なる法案起草過程が生み出されつつある。法案起草に必要な立法知識の不足や既存の法体系との整合性をどう確保するのかといった課題はなお残るものの、特定の立法の実現を目標とする社会運動への新たなプラットフォームが提供されている。

第3章「タイにおける条約締結制度改革——2007年憲法第190条の立法過程——」(青木まき)は、2007年憲法第190条による条約締結手続の改革過程を検討する。タックシン期の政治主導の外交政策、とくにFTA 交渉への反発から、2007年憲法第190条は、従来の条約の国会承認制度から大きく踏みだし、公聴会や情報開示など国民の参加を重視する一方、条約交渉過程を含

む一連の締結過程に対して議会による広範な統制を導入した。しかし、その 規定の曖昧さと2008年の憲法裁判所判決の結果、条約締結過程の混乱を生ん だほか、タックシン支持派と反対派との政治抗争のなかで、対外関係にも影 響を与えつつある。第190条の制定過程そのものに市民団体が深く関わった ほか、市民団体による条約締結手続法案の提出が行われるなど、第190条の 制定過程そのものが「参加」を重視した立法過程の顕著に現われた事例となっている。

上記3つの章における立法過程の段階ごとの検討を踏まえて、つづく後半の2つの章では具体的な立法について事例研究を行う。近年タイにおいても社会的関心が高まっている分野として、消費者、障害者問題に焦点をあてた。また、それぞれの事例は2006年クーデタ後に設置された暫定議会において審議された立法を取り上げており、暫定議会における立法過程の特徴も示している。

まず、第4章「タイにおける2008年消費者事件手続法の立法過程」(西澤希久男)は、2008年に制定された消費者事件手続法の制定過程を分析する。 従来、タイの司法裁判所における訴訟手続は、手続における当事者 (消費者)自身の役割を重視する「当事者主義」を基本原理としてきたが、消費者事件手続法は、裁判官の役割を重視する「職権主義」を加味したきわめて大胆な改革を行うものであった。その背景にはタイ社会における消費者問題への関心の高まりがある一方で、消費者問題に長年携わってきた裁判官グループが制定過程において強いイニシアティブを発揮したことが特徴的である。これは末廣 [2000] が指摘するタイの政策形成過程におけるパーソナリティの重要性を示す事例でもある。また、本章による法制委員会や国家立法議会における法案審議の分析は、立法過程の基本的パターンをよく示す。

第5章「タイの障害者立法の制定過程(1991~2007年)――障害当事者の役割を中心に――」(吉村千恵)は、タイで最初の障害者立法である「1991年障害者リハビリテーション法」の制定と、国連障害者権利条約などの展開を受けて障害の権利を明確化した「2007年障害者生活質向上発展法」という

2つの障害者立法の制定過程において、障害当事者が積極的な役割を果たした理由を制度変化と障害者リーダーの役割という2つの側面から検討する。 国際的な障害者運動に触発される形で生まれたタイ国内の障害者団体が、障害者がおかれた状況を改善するために立法の実現を目標に位置づけ、さらに、障害者の権利意識を強めていく過程が障害者リーダーへのインタビューを通じて克明に描かれる。国際的な障害者運動の展開を精力的に吸収した高学歴で法的知識をもつ障害者リーダーの存在が立法の実現の大きな推進力となったこと、そして、障害当事者の代表を含む形で組織された政府内委員会が、障害者リーダーが立法過程へ参画していくための強い基盤となったことが示される。

第5節 本書の意義と残された課題

本書の意義は、これまで断片的にしか考察されてこなかった立法過程を総合的な分析の俎上にのせたこと、そして、民主化後、とくに2006年以降のタイ社会の変化を理解する上で、立法をめぐる制度改革の分析が不可欠な作業であることを示した点にある。とくにクーデタ政治に起因する暫定的な議会がタイの立法の歴史において大きな痕跡を残していること、そして2006年クーデタ以降のクーデタ政治の復活のなかで、それが再び重要な機能を果たしたことは、本書における制度分析や個別の事例研究において明確に示すことができた。また、1990年代を通じて広がりをみせてきた国民の政治参加の拡大を求める主張が具体的な制度へと発現しており、既存の官僚組織を超えた改革を生む可能性をもつことも示すことができたと考える。

立法過程は多くの研究領域を含むものであって、本書で扱うことのできた 事項も限られており、当然のことながら、まだ解明されていない多くの問題 が取り残されている。たとえば、上院議員の公選化は1990年代以降の議会改 革において最大の争点であったが、上院議員の構成・選出方法の変化が上院 における実際の法案審議や上院の役割にどのように影響を与えたのか、まだ 明確な答えを得ていない。たとえば、下院議員が政党を単位として行動する ことが原則であるのに対して、建前上は政党に属しない上院議員がどのよう にして行動してきたのか、十分な知見を得ることができなかった。また、立 法過程における重要なアクターである政党の役割についてもほとんど考察が できなかった⁽⁶⁾。

本書は、タイー国を対象とするものであり、いくつかの議論は暫定議会やクーデタ後の布告などタイの固有の事象を扱うものである。しかし、一国研究は、比較法、比較政治学など多様な研究との連関を常に意識しながら、進めなければならないことはいうまでもない。本書が、アジアや他の開発途上地域における立法過程を比較分析していく上で視座を提供するものとなれば幸いである(^)。

〔注〕——

- (1) 議論を一般化し、さらに事例研究を進める上では、立法過程の事例研究に おける事例選択についての理論的な枠組みが必要であろう。事例選択の恣意 性の問題については、福元 [2000] の議論を参照。
- (2) 1997年憲法の原案を書いたのは、チュラーロンコーン大学法学部のボーウォーンサック・ウワンノー(Bowornsak Uwanno)、タンマサート大学法学部のウォラポット・ウィスルットピット(Vorapoch Visrutpich)、ウィサヌ・ワランヨウ(Vishnu Vurunyou)の3人の公法学者であった。
- (3) タイの法令や文献では「人民」(prachachon) の語が用いられるが、本書では便宜的に国民を用いた。ただし、法令の引用等においては原語に従って「人民」を用いた。
- (4) 大山 [2003] は、欧州諸国の事例をもとに、議院内閣制のもとで議会内での法案修正の多寡を決定するのは、党内調整(与党内の平議員と政府内の与党議員間の調整)が修正案の国会提出前に行われるか、国会内で行われるかの違いであるとする。タイの場合、与党内調整は国会に提出される前の下院業務調整委員会(ホイップ)によって行われる(第2章参照)。また、次の選挙をにらんで他政党への移籍を前提に党議拘束に従わない事例がよくみられる。
- (5) 2006年クーデタ以降の政治過程について、相沢・大泉 [2008]、青木・重

- 冨 [2007], 相沢・重冨 [2009], 重冨 [2010a, 2010b], 今泉 [2011a], 小林 [2010], 柴田 [2010] を参照。
- (6) 伝統的にタイの政党は、政策やイデオロギーよりも政治資金を軸に組織されており、全国的な政党が存在しなかった。政府は、小党の連立政権が常態的であった。こうした状況を覆したのが、タックシン首相率いる TRT の登場であった。TRT は、2001年および2005年の選挙で議会における圧倒的多数を確立した。その勝利の背景には、小選挙区制の採用などにより、政治的リーダーシップの確立をねらった1997年憲法の制度設計、タックシン首相の個人的人気、さらに従来の政策で必ずしも省みられてこなかった都市下層・地方住民への政策を重視したことで、彼らの支持を獲得したことに求められる。タイの政党については、玉田・船津編 [2008] を参照。
- (7) たとえば、マレーシアの議会内立法過程を分析した鈴木「2010」がある。

[参考文献]

<日本語文献>

- 相沢伸広・大泉啓一郎 [2008] 「2007年のタイ クーデタ政権の黄昏」(『アジア動 向年報2008』 アジア経済研究所 268-287ページ)。
- 相沢伸広・重冨真一 [2009] 「2008年のタイ 政治対立の激化と経済の暗転」(『ア ジア動向年報2009』アジア経済研究所 252-273ページ)。
- 青木まき [2008] 「タックシン政権の対外政策——政権の主導によるタイの中進国 化——」(玉田·船津編 [2008: 315-348])。
- 青木まき・重冨真一 [2007] 「2006年のタイ タクシン体制崩壊」(『アジア動向年報2007』 アジア経済研究所 274-293ページ)。
- 今泉慎也 [2003] 「タイの政治改革と1997年憲法」(作本直行・今泉慎也編『アジアの民主化過程と法――フィリピン,タイ,インドネシアの比較――』アジア経済研究所 41-68ページ)。
- ---- [2009] 「タイ憲法裁判所の与党解散命令----司法化する政治と政治化する司法----|(『アジ研ワールド・トレンド』164号 5月号 22-31ページ)。
- [2011a]「2010年のタイ 深まる政治対立とポスト・反タクシン政治の模索」 (『アジア動向年報2011』アジア経済研究所 268-287ページ)。
- ----「2011b」「タイ下院総選挙---タックシン派の圧勝と初の女性首相誕生----|

(『アジ研ワールド・トレンド』192号 9月号 34-37ページ)。

- 今泉慎也編 [2005] 『国際ルール形成と開発途上国——グローバル化する経済法制 改革——』アジア経済研究所。
- 岩井泰信[1988]『立法過程』東京大学出版会。
- 大森政輔・鎌田薫編「2006]『立法学講義』商事法務。
- 大山礼子 [1997] 「審議手続」(高橋和之編集代表『岩波講座 現代の法3 政治 過程と法』岩波書店 181-148ページ)。
- 河森正人 [2010] 『タイの医療福祉制度改革』 御茶の水書房。
- 小林直樹 [1984] 『立法学研究 理論と動態』三省堂。
- 小林秀明[2010]『クーデタとタイ政治――日本大使の1035日――』 ゆまに書房。
- 重富真一 [2001] 「タイ――批判的平行関係の交錯――」(重富真―編『アジアの 国家と NGO ――15カ国の比較――』明石書店 156-177ページ)。
- [2010a]「2009年のタイ 攻守交代で続く政治対立と社会に漂う不安感」(『アジア動向年報2010』アジア経済研究所 254-271ページ)。
- 柴田直治 [2010] 『バンコク燃ゆ――タックシンと「タイ式」民主主義――』めこん。
- 末廣昭[1993]『タイ――開発と民主主義――』岩波新書。
- ----[2000]「タイ研究の新潮流と経済政策論」(末廣·東編[2000: 3-57])。
- 末廣昭・東茂樹編 [2000] 『タイの経済政策——制度・組織・アクター——』 アジ ア経済研究所。
- 鈴木絢女 [2010] 『<民主政治>の自由と秩序――マレーシア政治体制論の再構築 ――』京都大学学術出版会。
- 玉田芳史 [2003] 『民主化の虚像と実像――タイ現代政治変動のメカニズム――』 京都大学学術出版会。
- ---- [2009a] 「タイにおける中核的執政の変容---政治の改革と大統領制化---」 (伊藤光利編『政治的エグゼクティブの比較研究』早稲田大学出版部 155-174ページ)。
- 玉田芳史・船津鶴代編 [2008] 『タイの政治・行政の変革 1991-2006年』アジア 経済研究所。
- 福元健太郎 [2000] 『日本の国会政治――全政府立法の分析――』 東京大学出版会。

- 中島誠 [2007] 『立法学——序論·立法過程論 (新版) ——』 法律文化社。
- 村嶋英治 [1987] 「タイにおける政治体制の周期的転換――議会制民主主義と軍部の政治介入――」(萩原宜之・村嶋英治編『ASEAN 諸国の政治体制』アジア経済研究所 135-182ページ)。
- ----[1996] 『ピブーン 独立タイ王国の立憲革命』岩波書店。

<外国語文献>

- Anek Laothamatas [1992] Business Associations and the New Political Economy of Thailand: From Bureaucratic Polity to Liberal Corporation, Boulder: Westview Press/ISEAS.
- Brewer, Brian [2003] "Thailand: Building the Foundation for Structural and Systematic Transformation," in Anthony B. L. Cheung and Ian Scott, eds., *Governance and Public Sector Reform in Asia*, Curzon: Routledge, pp. 186–207.
- Kho.Pho.Po. (Khanakammakan phatthana prachathipatai, 民主主義発展委員会) [1995] Khosanoe krop khwamkhit nai kanpatirup kanmueng [政治改革における概念枠 組み提案], Bangkok: Thai Research Fund.
- KPI (King Prajadhipok's Institute) [1999] Saranukrom ratthathmmanun haeng ratchaanachak thai (pho.so. 2540) [タイ王国憲法(仏暦2540年)百科事典], 38 vols., Nonthaburi: KPI.
- [2009] Saranukrom ratthathammanun haeng rachaanachak thai pho.so. 2550 [仏暦2550年タイ王国憲法百科事典], 31 vols., Nonthaburi: KPI.
- LRIF (Legal Research Institute Foundation) [2006] Raingan kansueksa chabap sombun rueang kanprapplian krabuankan rang kotmai khong prathet thai [タイ国における法律起草過程の変化に関する報告書] (http://www.lawreform.go.th, 2010年12月14日アクセス).
- Noranit Setabut and Somkit Lertphaitoon [2002] Raingan chabap sombun khrongkan wichai rueng prasitthiphon khong ratsapha thai [タイ国会の実効性についての研究プロジェクト報告書最終版], Nonthaburi: King Prajadhipok's Institute (http://www.kpi.ac.th/kpith/index.php?option=com_content&task=view&id=48 3&Itemid=231, 2011年2月1日アクセス).
- Pasuk Phongpaichit and Sungsidh Pririyarangsan [1994] "Corruption and Democracy in Thailand," Political Economy Center, Faculty of Economics, Chulalongkorn University.